

第三	第二	第一	日程	議事日程	
選第一号			事件番号		
議長の選挙	会期について	仮議席の指定	事 件 名	平成二十八年七月七日（木） 午前十時開会	
			備考		

議事日程

守口市門真市消防組合議会臨時会

平成二十八年七月七日（木）

午前十時開会

第九	第八	第七	第六	第五	第四	日程
議案第九号	議案第八号	選任同意第三号	選任同意第二号	選第二号		事件番号
消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案	公平委員会委員の選任について	監査委員の選任について	副議長の選挙	議席の指定	事件名
						備考

平成二十八年七月七日

守口市門真市消防組合議会臨時会会議録

守口市門真市消防組合議会臨時会会議録

(守口市門真市消防組合消防本部長会議室)

○ 議 事 日 程

平成二十八年七月七日(木) 午前十時開会

- 日程第一 仮議席の指定
- 日程第二 会期について
- 日程第三 選第一号 議長の選挙
- 日程第四 議席の指定
- 日程第五 選第二号 副議長の選挙
- 日程第六 選任同意第二号 監査委員の選任について
- 日程第七 選任同意第三号 公平委員会委員の選任について
- 日程第八 議案第八号 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第九 議案第九号 消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

○ 出 席 議 員 (十五名)

一 番	森	博孝	議員
二 番	内海	武寿	議員
三 番	大倉	基文	議員
四 番	豊北	裕子	議員
五 番	戸田	久和	議員
六 番	佐藤	親太	議員
七 番	吉水	丈晴	議員
八 番	酒井	美知代	議員
九 番	服部	浩之	議員
十 番	西田	久美	議員
十一番	立住	雅彦	議員
十二番	池嶋	一夫	議員
十三番	上田	敦	議員
十四番	阪本	長三	議員
十五番	竹嶋	修一郎	議員

○ 地方自治法第二百二十一条に基づく出席者

管 理 者	西 端 勝 樹
副 管 理 者	中 村 誠 仁
消 防 長	熊 本 正 雄
次 長	前 嶋 文 夫
守 口 消 防 署 長	日 比 敏 夫
門 真 消 防 署 長	好 川 和 彦
総 務 課 長	久 野 隆 博
予 防 課 長	池 邨 行 弘
警 備 課 長	谷 本 寿 一
司 令 課 長	西 尾 秀 昭
特 別 救 助 隊 長	土 井 義 治
会 計 管 理 者	古 川 富 郎

○ 守口市・門真市防災担当部局出席者

守口市危機管理監	多 田 昌 生
守口市危機管理室長	西 端 義 晶
門真市長職務代理者	北 村 和 仁
門真市総務部長	重 光 千 代 美
門真市危機管理課長	石 丸 琢 也

○ 議会事務局出席職員

総 務 課 参 事	中 田 一 人
総 務 課 長 補 佐	宮 崎 智 之
総 務 課 総 務 係 長	阪 本 利 弘
総 務 課 総 務 係 長	馬 場 大 輔
総 務 課 総 務 係 主 任	緒 方 正 文

〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃

午前十時開会

○ 中田一人総務課参事 おはようございます。会議を開会されるに当たりますして、事務局から一言申し上げます。

本日は、守口市議会及び門真市議会において消防組合議会議員の改選が行われ、初めての議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第百七条の規定に基づきまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

つきましては、本日御出席の年長議員は佐藤親太議員でございますので、ここに御紹介を申し上げますとともに、佐藤議員の議長席への御着席をお願いいたします。

(佐藤親太臨時議長議長席に着く)

○ 佐藤親太臨時議長 ただいま御紹介をいただきました佐藤親太でございます。地方自治法第百七条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。

なお、私の職務は、新議長を選挙するまでの極めて短時間でございますので、御挨拶は省略させていただきますと思います。

この際謹んで申し上げます。

去る六月七日に御逝去されました園部前副管理者に対しまして、ここに哀悼の意を表しますとともに、黙とうを捧げたいと存じます。

それでは、全員御起立願います。

(全員起立)

○ 佐藤親太臨時議長 黙とう

(約十秒間黙とう)

○ 佐藤親太臨時議長 黙とうを終わります。御着席願います。

これより組合議会臨時会を開会いたします。

開会に当たりますして、管理者から御挨拶を受けることといたします。

○ 西端勝樹管理者 議長

○ 佐藤親太臨時議長 西端管理者

○ 西端勝樹管理者 開会に当たりますして一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに組合議会臨時会を招集申し上げますところ、議員各位におかれましては、何かと御多忙の折りにもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、平素から消防行政の推進につきまして、常に適切な御指導、御助言を賜り、心から感謝を申し上げます次第でございます。

この度、議員各位には、守口・門真両市議会の役員改選により、本消防組合議会議員をお願いすることになりました。議員各位におかれましては、消防行政の円滑な運営のため、なお一層の御指導、御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

なお、管理者の属する市の副管理者につきましては、六月十六日付けで泉谷副市長が退任し、新たに中村副市長が就任いたすこととなりましたので、よろしくお願いを申し上げます。次第でございます。

さて、本臨時会におきましては、議会の構成を初め、選任同意二件、条例二件に関し、御審議をいただくことと相成っております。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。誠に簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○ **佐藤親太臨時議長** それでは、これより会議を開きます。

書記から本日の欠席議員等の報告を受けます。

○ **中田一人総務課参事** 御報告申し上げます。

本日は、十五名全員の御出席でございます。

以上、御報告を終わります。

○ **佐藤親太臨時議長** 定足数は超過しておりますので、会議は

成立いたします。

この際本日の会議録署名議員を定めます。森議員、竹嶋議員にお願い申し上げます。

日程に入ります前にここで、消防組合幹部職員の紹介を受けることといたします。

○ **熊本正雄消防長** 議長

○ **佐藤親太臨時議長** 熊本消防長

○ **熊本正雄消防長** それでは、消防組合幹部職員の紹介を申し上げます。

私、消防長の熊本正雄でございます。よろしくお願います。

続きます、次長の前嶋文夫でございます。

守口消防署長の日比敏夫でございます。

門真消防署長の好川和彦でございます。

総務課長の久野隆博でございます。

予防課長の池邨行弘でございます。

警備課長の谷本寿一でございます。

司令課長の西尾秀昭でございます。

特別救助隊長の土井義治でございます。

以上でございます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○ **佐藤親太臨時議長** 紹介は終わりました。

これより議事に入ります。

直ちに日程に入ります。本日、臨時議長において行う日程は、お手元の議事日程のとおり日程第一「仮議席の指定」から日程第三、選第一号「議長の選挙」までの計三件を付議すべきこととなっております。

それではまず、日程第一「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、臨時議長において指定いたします。各議員の氏名とその仮議席の番号を書記から朗読させます。

○ 中田一人 **総務課参事** 敬称は略させていただきます。

- 一番 森 博孝
- 二番 内海 武寿
- 三番 大倉 基文
- 四番 豊北 裕子
- 五番 戸田 久和
- 六番 佐藤 親太
- 七番 吉水 丈晴
- 八番 酒井 美知代
- 九番 服部 浩之
- 十番 西田 久美
- 十一番 立住 雅彦
- 十二番 池嶋 一夫

十三番 上田 敦

十四番 阪本 長三

十五番 竹嶋 修一郎

以上でございます。

○ 佐藤親太臨時議長 ただいま朗読したとおり、仮議席を指定いたしました。

次に、日程第二「会期について」を議題といたします。お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日一日としたいと存じます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 佐藤親太臨時議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決定いたします。

次に、日程第三、選第一号「議長の選挙」を行います。

○ 三番 大倉基文議員 議長

○ 佐藤親太臨時議長 大倉議員

○ 三番 大倉基文議員 この際動議を提出いたします。

この選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選とし、かつ、その指名は臨時議長に一任いたします。

○ 佐藤親太臨時議長 ただいま大倉議員から、選挙の方法は指名推選とし、かつ、その指名は臨時議長に一任するとの

動議が提出されました。よって、本動議を直ちに議題としてお諮りいたします。本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ **佐藤親太臨時議長** 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、私から御指名申し上げます。組合議会議長には西田久美議員を御指名申し上げます。お諮りいたします。ただいまの被指名人をもって当選人と決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ **佐藤親太臨時議長** 異議なしと認めます。よって、組合議会議長には西田久美議員が当選人と決しました。

この際西田議員より御挨拶を受けることといたします。

○ **十番 西田久美議員** 一言お礼の御挨拶を申し上げます。

この度、皆様方の御推挙をいただきまして、消防組合議長の重責を賜りましたことは、誠に光栄の至りでございます。

もとより私は浅学非才ではございますが、皆様方の御指導、御助言をいただきまして、誠心誠意努力を傾注し、この重責を全ういたしたい所存でございます。何とぞ皆様方

におかれましては、今後ともより一層の御支援を賜り、円滑な組合議会の運営に御協力くださいますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、お礼の御挨拶とさせていただきます。

○ **佐藤親太臨時議長** 議長の御挨拶は終わりました。

それでは、私の職務はこれにて終了いたしましたので、新議長と交代いたします。御協力ありがとうございました。

（佐藤親太臨時議長退席、西田久美議長議長席に着く）

○ **西田久美議長** それでは、引き続き議事を行います。

本日の日程は、お手元の議事日程のとおり日程第四「議席の指定」から日程第九、議案第九号「消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」までの計六件を付議すべきことと相成っております。

それでは、日程第四「議席の指定」を行います。

議席は、議長において指定いたします。各議員の議席は、現在御着席の番号をもって指定いたします。

次の日程に入るに先立ち、私から御報告申し上げます。

監査委員から、去る二月から六月までに行われました「例月出納検査の結果について」文書をもって報告がなされております。

以上、報告事項を終わります。

引き続き日程に入ります。それでは、日程第五、選第二号「副議長の選挙」を行います。

○ 九番 服部浩之議員 議長

○ 西田久美議長 服部議員

○ 九番 服部浩之議員 この際動議を提出いたします。

この選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選とし、かつ、その指名は議長に一任いたします。

○ 西田久美議長 ただいま服部議員から、選挙の方法は指名

推選とし、かつ、その指名は議長に一任するとの動議が提出されました。よって、本動議を直ちに議題としてお諮りいたします。本動議のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 西田久美議長 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、私から御指名申し上げます。組合議会副議長には豊北裕子議員を御指名申し上げます。お諮りいたします。ただいまの被指名人をもって当選人と決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 西田久美議長 異議なしと認めます。よって、組合議会副議長には豊北裕子議員が当選人と決しました。

この際豊北議員より御挨拶を受けることといたします。

○ 四番 豊北裕子議員 一言お礼の御挨拶を申し上げます。

ただいま皆様方の御推挙によりまして、本消防組合議会の副議長に当選させていただきまして、心より厚くお礼を申し上げます。

人格、識見ともに優れた議長を初め、議員各位の良き御指導、御助言を賜りながら、この大任を果たすべく、努力をいたしたい所存でございます。どうか、今後とも御協力を賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単でございますが、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○ 西田久美議長 次に移ります。日程第六、選任同意第二号

「監査委員の選任について」を議題といたします。

この際申し上げます。地方自治法第百七十七条の規定により、当該議員の退場を願うことといたします。

(当該議員退場)

○ 西田久美議長 書記をして議題を朗読させます。

○ 中田一人総務課参事 選任同意第二号

監査委員の選任について

守口市門真市消防組合議会 議員 池嶋 一夫 守口市
議会議員

議員の中から選任すべき監査委員に、右の者を適任と認め選任したいので、議会の同意を求める。

平成二十八年七月七日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹
以上

○ 西田久美議長 理事者より提案理由の説明を求めます。

○ 西端勝樹管理者 議長

○ 西田久美議長 西端管理者

○ 西端勝樹管理者 ただいま上程されました選任同意第二号

「監査委員の選任について」でございますが、この度の両市議会の改選によりまして、議会議員のうちからお願いをいたしております監査委員が欠員となっておりますので、守口市選出の池嶋議員を選任いたしたく存じますので、議会の御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○ 西田久美議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○ 西田久美議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

○ 五番 戸田久和議員 議長

○ 西田久美議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 門真市議無所属革命二十一の戸田です。賛成の立場で討論いたします。

私は、門真市議会においては、日常的に行政に接しチェックしている議会から、あえて議会からの監査を出すのは必要でないということで反対いたしますけれど、消防議会、組合消防議会におきましては、日常的に消防行政に接するということがほとんどない状態ですので、議会から監査を出すということには必要であると考えまして、賛成いたします。

○ 西田久美議長 他に討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ 西田久美議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより選任同意第二号を採決いたします。本件はこれを同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 西田久美議長 異議なしと認めます。よって、本件はこれを同意することに決しました。

この際御退場願っております池嶋議員の入場を願うことといたします。

(池嶋議員入場)

- 西田久美議長 この際池嶋一夫議員に申し上げます。本件について、ただいまの審議の結果、同意することに決しました。

- これより池嶋議員より御挨拶を受けることといたします。
- 十二番 池嶋一夫議員 この度、本消防組合議会選出の監査委員といたしました御同意をいただき、私といたしました。ではこの上もない光栄と存じておる次第でございます。

今後、この重要な職務遂行のために全力を挙げて努力していきたいと存じておりますので、皆様方の一層の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。簡単ではございますが、お礼の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

- 西田久美議長 次に移ります。日程第七、選任同意第三号「公平委員会委員の選任について」を議題といたします。

- 九番 服部浩之議員 議長

- 西田久美議長 服部議員

- 九番 服部浩之議員 この際動議を提出いたします。
ただいま議題とされました選任同意第三号及び以下上程

される諸事件の朗読は、提出主文のみにとどめ他は省略されんことを望みます。

- 西田久美議長 ただいま服部議員から、選任同意第三号及び以下上程される諸事件の朗読は、提出主文のみにとどめ他は省略されたいとの動議が提出されました。よって、本動議を直ちに議題としお諮りいたします。本動議のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 西田久美議長 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、書記をして議題を朗読させます。

- 中田一人総務課参事 選任同意第三号

公平委員会委員の選任について
守口市門真市消防組合 公平委員会委員に、次の者を適任と認め選任したいので、議会の同意を求め。

平成二十八年七月七日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹

以上

- 西田久美議長 提案理由の説明を求めます。

- 西端勝樹管理者 議長

- 西田久美議長 西端管理者

○ **西端勝樹管理者** ただいま上程されました選任同意第三号

「公平委員会委員の選任について」御説明申し上げます。

現在、本消防組合公平委員会委員の中道秀樹氏の任期が来る七月二十四日をもって満了いたしますことから、その後任につきまして種々慎重に検討いたしました結果、引き続き同氏を選任いたしたく、御提案申し上げる次第でございます。

中道氏には、これまでの活動実績と経験を活かし本消防組合行政の発展のため、さらに御尽力をいただけるものと期待をしているところでございます。何とぞよろしく御同意を賜りますようお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

○ **西田久美議長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○ **西田久美議長** 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ **西田久美議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより選任同意第三号を採決いたします。本件はこれを同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ **西田久美議長** 異議なしと認めます。よって、本件はこれを同意することに決しました。

この際申し上げます。本来ならば中道秀樹氏から御挨拶を受けるべきところですが、本日所用のため欠席でございますので、よろしく御了承のほどお願いいたします。

次に移ります。日程第八、議案第八号「非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

それでは、書記をして議題を朗読させます。

○ **中田一人総務課参事** 議案第八号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成二十八年七月七日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹
以上

○ 西田久美議長 提案理由の説明を求めます。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 西田久美議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 それでは、議案第八号「非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案」につきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の付議事件議八・一及び議八・二を、あわせまして、付議事件参考資料議八・一を御参照賜りたいと存じます。

本条例は、非常勤の職員の公務上又は通勤による災害に対する補償を定めておりますが、この度、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、傷病補償年金と同一の事由により、厚生年金法による障害厚生年金が支給される場合の調整率の変更となったことから、所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、改正内容につきまして御説明申し上げます。附則第五条第一項及び第二項の表中で定める当該事案の調整率を○・八六から○・八八に改めようとするものでございます。

附則でございしますが、第一項は、施行期日を公布の日とするものでございます。第二項は、経過措置を規定するものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございしますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○ 西田久美議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○ 西田久美議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ 西田久美議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第八号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 西田久美議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第九、議案第九号「消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

それでは、書記をして議題を朗読させます。

○ 中田一人総務課参事 議案第九号

消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、
次のように制定する。

平成二十八年七月七日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹
以上

○ 西田久美議長 提案理由の説明を求めます。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 西田久美議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 それでは、議案第九号「消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」につきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の付議事件議九・一から九・三までを、あわせまして、付議事件参考資料議九・一及び九・二を参照賜りたいと存じます。
地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、消防職員の給料における級別の標準的な職務の内容を条例で定めることとされたことから、所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、改正内容につきまして御説明申し上げます。
第四条から第六条までは、級別基準職務表を本条例に規

定することに伴います条文の整備でございます。

別表を別表第一に改め、別表第二に職務の級ごとに分類し、その分類の基準となるべき職務を定めた級別基準職務表を加えようとするものでございます。

附則でございますが、施行期日を公布の日とするものでございます。

消防職員の給与制度につきましては、従来から管理者の属する守口市に準じた内容で条例改正をしてきたことから、今回におきましても同内容で条例改正を行おうとするものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○ 西田久美議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○ 西田久美議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ 西田久美議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第九号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 西田久美議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより一般質問に入ります。通告のございました戸田議員から質問を受けることといたします。

○ 五番 戸田久和議員 議長

○ 西田久美議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 門真市議無所属革命二十一の戸田です。年に三回しかない消防議会の貴重な機会ですので、三つの項目にわたって質問いたします。答弁は必ず西暦、元号の順での年号併記でお願いします。

まず第一項目、この十年間余りの消防職員の不祥事や処分の実情について聞きます。

クエスチョンの一、二千五年度から二千十六年六月末までの十年余りについて、各年度ごとの不祥事や処分の件数、その事案の内容、マスコミ報道の有無、逮捕されたか否か、起訴されたか否か、有罪になったか否か、また、自発的退職があったか否かについて、消防職員の人数が平均おおよそどれくらいかも含めて、答弁してください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 西田久美議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 二千五年度から二千十六年度までの間、職員の平均でございますが、およそ三百四十名前後でございます。それと二千五年度、平成十七年度、二千六年度、平成十八年度は不祥事や処分はございません。

二千七年度、平成十九年度は、四月に酒気帯び基準以下の飲酒運転による交通事故により、戒告処分をしております。

報道につきましては新聞のみでございます。逮捕はされておらず、不起訴となっております。

二千八年度、平成二十年度は、九月に飲酒後、街で一般市民と口論となり暴行を働き、現行犯逮捕となりました。処分は戒告でございます。報道については新聞のみです。示談解決となり、不起訴となっております。

二千九年度、平成二十一年度は、不祥事や処分はございません。

二千十年度、平成二十二年度は、九月に公務外における交通死亡事故により、処分は在宅起訴されたため、起訴休職しております。自動車運転過失致死傷罪で現行犯逮捕され、交通死亡事故に関するテレビ、新聞報道はございました。

二千十一年度、平成二十三年度、二千十二年度、平成二十

四年度は、不祥事や処分はございません。

二十三年度、平成二十五年は、八月に二名の職員がA
V出演に伴う金銭授受の地方公務員法違反により、処分は停
職六箇月としております。報道につきましては新聞のみです。

二十四年度、平成二十六年は、不祥事や処分はござい
ません。

二十五年度、平成二十七年度は、十月に放置自転車を無
断で乗車し占有離脱物横領罪により、戒告処分をしております。
逮捕はされておらず、報道については新聞のみです。こ
れも不起訴となっております。

二十六年、平成二十八年度は、五月に飲食店内でかば
んを置き引きした窃盗罪により、処分は停職三箇月をしてお
ります。逮捕はされておらず、報道については新聞のみです。
起訴、不起訴はまだ未確定でございます。

全ての事案について組合議会に報告はしておりますが、
組合議会各議員へ御説明させていただいております。

以上です。

○ 五番 戸田久和議員 議長

○ 西田久美議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 どうもありがとうございます。私の
感想としては、三百四十人前後の職員で、十年間余りで

僅かに七件、何もなかった年が六回というのは不祥事の
少ないほうだろうと考えてよいと、私としては思います。

続けてクエスチョンの二、法的には辞職する必要がない
場合でも自発的退職をする場合があるかもしれないですけ
れども、私としては高い経費をかけて特別な技能を養成し
た消防職員が、むやみに自発的退職をされるのはちよつと
困ると、処分を受けたことをきちんと反省した上で職務に
奮闘していつて欲しいと思うのですけれども、今答弁され
た不祥事や処分について規則にしたがって失職や免職に至
った事案、また、自発的退職に至った事案をそれぞれ述べ
てください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 西田久美議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 二十十年、平成二十二年度の交通事故
の死亡事故による事案につきましては、起訴され禁固刑が確
定したため、失職いたしております。

自発的退職につきましては、二十三年、平成二十五年
度のAV事件に伴う地方公務員法違反の二名のうち一名が退
職しております。

○ 五番 戸田久和議員 議長

○ 西田久美議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 わかりました。続いて第二項目にいきます。この十年間の内部通報、いわゆる公益通報の実情についてです。

クエスチョンの一、二千五年度から二千十六年六月末までの十年余りについて、各年度ごとの内部通報、いわゆる公益通報の件数やその内容、また、そのうち真実性がある判断されて調査に至ったものの件数と内容、調査するに至ったものへの対処を専門消防の内部通報、公益通報の仕事にも含めて答弁してください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 西田久美議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 総務課人事教養係が窓口となっておりますが、これまで内部通報、公益通報はございません。

以上です。

○ 五番 戸田久和議員 議長

○ 西田久美議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 今の答弁では、この十年余り内部通報が全くなかったということですが、それ以前においても、内部通報が全くないということでしょうか。

また、内部通報、公益通報の仕組みがいつから作られたのか、職員への周知は毎年きちんとされているのか、どの

ようにされているのかについて述べてください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 西田久美議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 それ以前につきましても内部通報はございません。

以前から総務課人事教養係が窓口になっており、二千六年、平成十八年四月に公益通報者保護法が施行された後、幹部会議にて所属長に周知し、各職員に示達しております。機会あるごとに周知してりましたが、毎年周知するとはなっておりませんでした。今後は、年一回実施しております人権問題、パワハラ問題、健康問題などの本部教養を通して、所管する人事教養係から説明するよう実施に努めてまいります。

以上です。

○ 五番 戸田久和議員 議長

○ 西田久美議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 わかりました。今の答弁で、今後は毎年一回はやるということ、それから内部通報を担当する教養係という人らが、ちゃんと目に見える形で職員の前に現れて説明するということ、大きな改善であるかと思えます。

次、クエスチョンの三番、内部通報はなかったが、消防

議員のところ、消防内部の不正や違法の通報が寄せられて、その議員が消防議会で取り上げたという事例は、二千五年度から二十六年六月までの十年余りについて、どのようなものがあったか。

また、その結果、不正や違法が確認されたものがあったのか、それとも調査したが不正や違法は存在しなかったという結果に落ち着いたのかということについて、答弁をお願いします。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 西田久美議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 消防議員のところ、消防内部の不正や違法の通報が寄せられて、その議員が消防議会で取り上げた事例につきましては、二千五年度、平成十七年度以降、二十四年、平成二十六年七月議会の一度でございます。

内容につきましては、二十四年、平成二十六年三月と五月に公金横領やパワハラ等の疑惑について、消防組合議員宛てに内部告発的な文書が投書されたものでございます。

調査の結果、そのような事実はなかったと、議会において答弁いたしました。他の議員から、一般質問中において、投書文書中の言葉とはいえ、公金横領や組織にパワハラがあるかのような指摘があったことは、議会全体の問題でもあり、

執行権を発揮し、故人の名誉のためにも再調査し、報告するよう、議長、副議長に要望がありました。

二十四年、平成二十六年十二月議会におきまして、議長から、調査の結果、事実は認められなかったと議員各位に対し、報告があったものでございます。

以上です。

○ 五番 戸田久和議員 議長

○ 西田久美議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 今挙げました例の質問したのは私でありまして、消防議会が始まる前に私と当局との協議の中で、私への匿名郵便による通報が、守門消防の何らかの関係者からのものと推測されますけれども、その内容が総合的に考えると実際にあつたことと矛盾する。言わば偏った思い込みか、誰かをおとしめようとする悪意の者によることを浮き彫りにするために、質問と答弁を組み立てたものであります。

さて、投書文書中の言葉とはいえ、公金横領や組織にパワハラがあるかのような指摘があつたことは問題だという指摘をしたのは別の議員で、共産党の真崎議員、守口市でしたけれども、私の質問、答弁の意味を誤解されていたのかもしれないが、結果として、故人の名誉のためにも再調

査し、報告するよう、議長、副議長に要望がなされ、再調査されて、議会に報告されたことは大変よかつたと考えております。次の、また、そのおかしな匿名通報で何かを混乱させようということに対する、今後そういうことをするとかえってまずいことになるよという、けん制にもなったのではないかと思えます。

次、第三項目、ホームページや公式文書における年号の元号、西暦の併記についてです。

クエスチョンの一、門真市ホームページにおいては、今年五月末以降の更新分については、元号、西暦併記を基本にする事になっている事を知っていますでしょうか。

守門消防のホームページについては、消防議会の答弁において、元号、西暦併記を進めて行くと答弁されているように思いますが、消防ホームページの現状はどうなっていますでしょうか。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 西田久美議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 門真市のホームページは把握しております。

消防組合のホームページについては、二十五年、平成二十七年十二月二十五日の組合議会で、戸田議員の一般質問で、

「消防組合ホームページの刷新をすべき。」との質問を受け、二十六年、平成二十八年三月三十日に図柄の変更、消防車両や訓練風景の写真などを掲載し、更新させていただき、組合議会関係につきましては、元号、西暦併記で表記しております。また、トピックスにおいては、西暦表記もさせていただいております。

以上です。

○ 五番 戸田久和議員 議長

○ 西田久美議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 クエスチョンの二、門真市においては、今年六月議会文教委員会の答弁で、教育委員会作成の文書について、少なくとも文書タイトルと作成年月日の部分は、元号、西暦併記にしていくということについて、「併記できない特段の理由はない。」と答えた上で、「この件に関しましては検討を始めたばかりのところでありますので、少し時間をかけて調整していきたいと思えます。」という答弁をされており、検討自体は実際に始めているということを明らかにしているのですけれども、こういう門真市行政の動きについては知ってまずでしょうか。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 西田久美議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 門真市におきまして、検討を始めている
ということは認識しております。
以上です。

○ 五番 戸田久和議員 議長

○ 西田久美議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 クエストションの三、年号の記載に
関しては、行政としてはより合理的なやり方、不便や負担
をかける度合いがより少ないやり方、過去や将来につい
てより通年的に理解しやすいやり方の採用に努めるべき
だと思いますが、どうでしょうか。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 西田久美議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 この件に関しましては、構成両市の動向
を踏まえながら検討し、調整してまいりたいと考えておりま
す。よろしくお願いたします。

○ 五番 戸田久和議員 議長

○ 西田久美議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 ありがとうございます。最後に要望
として述べます。

現在は、消防議会に出される文書も含めて、守門消防の

公式文書における年号は全て元号のみでの記載となってお
りますが、これのみでは不便が生じる場合があるし、今後、
元号の変更がある場合も含めて、過去や将来について瞬時
に通年的に把握しにくいという不便さが否めません。門真
市の例も参考にして、今後は少なくとも文書タイトルと作
成年月日の部分は元号、西暦併記にしていくよう、改善を
進めていってもらいたく思います。

また、守門消防の場合、これまでの慣例から何でもかん
でも守口市の例に倣う、守口市が採用していないものは採
用しないという傾向が強いですが、そういう狭い視野では
なく、行政としてより合理的なやり方は何かちゃんと考え
て、少なくとも門真市がより合理的なやり方を採用してい
る場合は、それを採用していくよう積極的な姿勢を持って
欲しいと思います。これを要望として述べて、私の質問を
終わります。ありがとうございます。

○ 西田久美議長 ただいまの戸田議員の御発言は御要望とし
て受け賜っておきます。

これをもって一般質問を終了いたします。

この際申し上げます。

本年度の行政視察は、日程が決まり次第、議員を派遣し
たいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 西田久美議長 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました事件は全て終了いたしました。

それでは、閉会に際し、管理者から御挨拶を受けることといたします。

○ 西端勝樹管理者 議長

○ 西田久美議長 西端管理者

○ 西端勝樹管理者 閉会に当たりますて、一言御挨拶を申し上げます。

本日、議員各位におかれましては何かとお忙しい中、御出席をいただき、終始慎重に御審議の上、御提出いたしました案件を速やかに御決定賜り、誠にありがとうございます。

また、この度新しく正副議長の御就任と議会構成が御決定されましたことは、誠に御同慶にたえない次第でございます。どうか、議員各位におかれましては、今後とも、より一層の本消防組合運営に御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。誠に簡単ではございますが、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうも

ありがとうございます。

○ 西田久美議長 続きまして、閉会に当たり、私からも御挨拶を申し上げます。

本臨時会の全日程を滞りなく無事終了させていただきました、誠にありがとうございました。

また、組合議会役員選挙に当たりましては、各位の御理解と御協力をいただき、私ども正副議長に賜りました暖かい御声援とともに、ここに無事円滑に新しい組合議会の構成を遂げましたことに対し、改めてお礼を申し上げます。

私どもは消防行政に携わる者として、その職務を深く認識し、さらに研鑽を重ね、住民の福祉の向上のために最善の努力をいたす所存でございます。今後とも、議員各位を初め、理事者におかれましても、御指導を賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、閉会の御挨拶いたします。

それでは、本臨時会はこれもちまして閉会いたします。どうも御苦勞様でございました。

午前十時四十五分閉会

~~~~~